

岐阜県公報

第 二 百 三 十 一 号
令 和 三 年 九 月 三 日

(金曜日)

目 次

告 示

知事指定薬物の指定の失効	(業務水道課) 四七九
道路の供用開始	(道路維持課) 四七九
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課) 四八〇
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 四八〇
土砂災害警戒区域の指定	(同) 四八〇
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 四八一
令和三年度技能検定(後期)の実施	(労働雇用課) 四八一
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所) 四八三
土地改良区役員の退任及び就任	(揖斐農林事務所) 四八五
土地改良区の定款の変更認可	(中濃農林事務所) 四八五

告 示

岐阜県告示第三百八十九号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 エチル^ニ (五 フルオロベンチル) 一 H インドール 三 カルボキサミド^三 三 メチルブタノアト及びその塩類(通称五F EMB PICA、EMB ニ二〇一)
- 2 ニ (メチルアミノ) 一 (チオフェン ニイル) プロパン 一 オン及びその塩類(通称ニ Thiophinone、k MPA)
- 3 ニ シクロヘキシル 一 フェニル ニ (ピロリジン 一 イル) エタン 一 オン及びその塩類(通称 PCYP)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日

令和三年九月四日

岐阜県告示第三百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	青 栗 野 原 線	不破郡垂井町表佐字土夫二八 六四番八地先から 同 郡 同 町 同 字 同 二八 六五番一〇地先まで	四〇五〇	令和 三・九・三	令和 元・二・二六

岐阜県告示第三百九十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
市場3	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事

務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
市場3	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
市場3	瑞浪市陶町水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

市場3	瑞浪市陶町水上	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 示

令和三年度技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により令和三年度技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施等級等
技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

金属溶解（鑄鉄溶解作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、プリプレス（DTP作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

3 二級

金属材料試験（組織試験作業）

4 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プ

リント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)及び写真(肖像写真デジタル作業)

5 単一等級
電子回路接続(電子回路接続作業)

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日

1 実技試験 令和三年十二月三日(金)から令和四年二月十三日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 令和四年一月二十三日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

金属溶解、鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工

(2) 二級

金属材料試験

(3) 三級

電気機器組立て、配管及び型枠施工

(二) 令和四年一月三十日(日)に実施する検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造

内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級

金型製作、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び印章彫刻

(3) 三級

時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図

(三) 令和四年二月六日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び広告美術仕上げ

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、広告美術仕上げ及び写真

(3) 単一等級

電子回路接続

五 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

六 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

後期試験の問題の公表は、令和三年十一月二十六日(金)から行います。

七 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 県が指定する技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

の写し

(三) 二に定める手数料の振込金受取書(受付書)の写し

(四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

2 提出先

〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ二丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二六〇 八六八六)

3 受付期間

令和三年十月四日(月)から同月十五日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

八 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、令和四年三月十一日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいづれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から令和四年三月十一日(金)付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

九 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(計画立案等作業試験、判断等試験及び製作等作業試験)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(岐阜県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六)

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票
(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課(電話〇五八 二七二 一一一 内線三二二六)又は岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二六〇 八六八六)までお問い合わせください。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

桑原輪中 土地改良 区		改良地名	令和 三・二・四	年月日任	役名	氏名	住 所
同	同	理事	同	同	同	松井 聡	羽島市正木町曲利 一九〇番地二
同	同	同	同	同	同	伊藤 浩司	羽島市竹鼻町 一〇二番地二
同	同	同	同	同	同	近藤 徳人	羽島市福寿町間島二丁目三番地一
同	同	同	同	同	同	花村 彰久	羽島市福寿町本郷 一四四八番地
同	同	同	同	同	同	浅野 敏夫	羽島市福寿町平方二丁目七七番地
同	同	同	同	同	同	柴田 雅紀	羽島市福寿町浅平四丁目 五四番地
同	同	同	同	同	同	井貝 利則	羽島市江吉良町 九五七番地
同	同	同	同	同	同	野田 裕司	羽島市船橋町 五九番地一
同	同	同	同	同	同	渡邊 昇	羽島市上中町長間 二二三四番地二
同	同	同	同	同	同	小池 修	羽島市上中町一色 四三六番地二
同	同	同	同	同	同	浅野 満幸	羽島市上中町中 六〇六番地二
同	同	同	同	同	同	浅野 正一	羽島市上中町沖 一六〇七番地
同	同	同	同	同	同	中島 節三	羽島市上中町午北 二六三番地
同	同	同	同	同	同	嵯峨崎 啓二	羽島市堀津町 二二三〇番地
同	同	同	同	同	同	浅野 正秋	羽島市堀津町 一一四八番地二
同	同	同	同	同	同	熊澤 正雄	羽島市下中町加賀野井一〇四六番地
同	同	同	同	同	同	河合 安治	羽島市下中町城屋敷 五二二番地
同	同	同	同	同	同	大野 幸逸	羽島市下中町市之枝二丁目二九六番地
同	同	同	同	同	同	大橋 芳雄	羽島市下中町石田 二〇二番地
同	同	同	同	同	同	田中 長一郎	羽島市桑原町八神 四一九九番地
同	同	同	同	同	同	棚橋 正好	羽島市桑原町東方 二二〇番地
同	同	同	同	同	同	森川 貞秋	羽島市桑原町大須四丁目 七番地
同	同	同	同	同	同	石原 晃	羽島市桑原町午南 九六七番地
同	同	同	同	同	同	浅野 民夫	羽島市桑原町前野 九八五番地
同	同	同	同	同	同	奥田 優	羽島市桑原町小藪 八七三番地一
就任した役員							
桑原輪中 土地改良 区		改良地名	令和 三・二・五	年月日任	役名	氏名	住 所
同	同	監事	同	同	同	安田 昇	羽島市福寿町平方 二七三番地一
同	同	同	同	同	同	坂井田 新一	羽島市江吉良町 二〇二四番地
同	同	同	同	同	同	丹羽 新一	羽島市下中町石田 八四八番地
同	同	同	同	同	同	黒田 宗夫	羽島市桑原町平太一丁目 二〇番地
同	同	理事	同	同	同	松井 聡	羽島市正木町曲利 一九〇番地二
同	同	同	同	同	同	名倉 由記夫	羽島市竹鼻町 一一二番地六
同	同	同	同	同	同	田中 敏信	羽島市福寿町間島九丁目七〇番地二
同	同	同	同	同	同	浅井 広明	羽島市福寿町本郷 一一二四番地
同	同	同	同	同	同	佐藤 嘉文	羽島市福寿町平方 二六四三番地
同	同	同	同	同	同	柴田 雅紀	羽島市福寿町浅平四丁目 五四番地
同	同	同	同	同	同	岩田 哲伸	羽島市江吉良町 九一八番地二
同	同	同	同	同	同	入野 昭広	羽島市船橋町四丁目 二四番地
同	同	同	同	同	同	山田 倉造	羽島市上中町長間 二〇〇九番地
同	同	同	同	同	同	山田 勝芳	羽島市上中町一色 一五番地
同	同	同	同	同	同	河合 勝芳	羽島市上中町中 三〇四番地
同	同	同	同	同	同	林 和郎	羽島市上中町沖 一四六二番地
同	同	同	同	同	同	岩田 幸弘	羽島市上中町午北 六三六番地
同	同	同	同	同	同	橋本 和晃	羽島市堀津町 二三〇六番地
同	同	同	同	同	同	浅野 忠男	羽島市堀津町 四一一番地
同	同	同	同	同	同	北川 隆	羽島市下中町加賀野井 六九五番地
同	同	同	同	同	同	河合 安治	羽島市下中町城屋敷 五二二番地
同	同	同	同	同	同	三輪 稔	羽島市下中町市之枝二丁目一八七番地
同	同	同	同	同	同	田内 政道	羽島市下中町石田 二八五番地一
同	同	同	同	同	同	青山 昌平	羽島市桑原町八神 五一九四番地三

同 加藤 忍 羽島市桑原町東方 八二三番地
 同 森川 貞秋 羽島市桑原町大須四丁目 七番地
 同 石原 茂夫 羽島市桑原町午南 二二〇番地
 同 馬場 善一 羽島市桑原町前野 一〇〇五番地
 同 奥田 康夫 羽島市桑原町小藪 四一五番地一
 監事 瀬古 義和 羽島市舟橋町宮北三丁目 三四番地
 同 小池 修 羽島市上中町一色 四三六番地
 同 浅野 正美 羽島市堀津町 六二三番地一
 同 黒田 宗夫 羽島市桑原町平太二丁目 二〇番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所
 西濃用水 令和 理事 小川 敏 大垣市羽衣町八丁目 一八番地
 土地改良 令和 理事 大久保 善教 揖斐郡大野町大字大野三六九番地二
 区連合 令和 監事 鳥居 豊 揖斐郡揖斐川町清水 二七〇番地一

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所
 西濃用水 令和 監事 鳥居 豊 揖斐郡揖斐川町清水 二七〇番地一
 土地改良 令和 理事 大久保 善教 揖斐郡大野町大字大野三六九番地二
 区連合 令和 監事 鳥居 豊 揖斐郡揖斐川町清水 二七〇番地一

西濃用水 令和 理事 石田 仁 大垣市外野二丁目 四六一番地一
 土地改良 令和 理事 加納 伸幸 揖斐郡大野町大字桜大門一四六番地二
 区連合 令和 監事 中村 正彦 揖斐郡揖斐川町福島 四一五番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
曾代用水土地改良区	令和三・八・二五

令和三年九月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社